

## 「第4次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（素案）」に対する パブリックコメントへの回答

募集期間 令和6年2月19日～3月15日まで

提出者 1名（意見数1件）

意見 番号	ページ 目標項目	ご意見等の概要	町の考え方
1	P42 第2章 成果目標 (6) 相談支援体制の 充実・強化	精神疾患があるため、相談先で困るのは、役場や病院が閉まっている土・日、早朝、深夜です。不調となり、「いのちSOS」や「よりそいホットライン」などに電話してみたこともありますが、繋がりません。	精神疾患を含む3障害（身体・知的・精神）を有する障がい者の相談対応は町保健福祉課（障がい者基幹相談支援センター）及び、町内の社会福祉法人新冠ほくと園（相談支援事業所「相談室かける」）の町内2機関で対応しております。 町が事業委託する「相談室かける」では、土・日・祝日及び早朝・深夜帯の電話相談にも対応しておりますので、急な心配事等がありましたら、「相談室かける」へご相談ください。